

○大和市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

平成22年1月29日告示第16号

改正

令和5年3月3日告示第40号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における犯罪発生の抑止及び市民又は本市を訪れる者（以下「市民等」という。）のプライバシーの権利その他の権利利益を保護し、もって市民等の体感治安の向上を図ることを目的として、本市が街頭防犯カメラを設置し、及び適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 街頭防犯カメラ 犯罪発生の抑止及び市民等の体感治安の向上を目的として、不特定多数の者が往来する道路、駅前広場等公共の場所に市長が常設する映像装置で、録画装置その他必要な関連機器により構成されるものをいう。
- (2) 映像 街頭防犯カメラにより撮影された映像で、記録媒体に収録されたものをいう。

(設置場所)

第3条 街頭防犯カメラによる撮影の対象とする区域及び台数は、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第4条 市長は、街頭防犯カメラ及び映像の管理運用を適正に行うため、街頭防犯カメラ等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

2 管理責任者は、防犯主管課の長とし、次に掲げる事務を行う。

- (1) 街頭防犯カメラ及び映像の管理運用に関すること。
 - (2) 街頭防犯カメラ及び映像の管理運用に対する市民等からの苦情及び問合せに関すること。
- (街頭防犯カメラの設置等に係る措置)

第5条 市長は、街頭防犯カメラを設置するに当たり、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 街頭防犯カメラによる撮影の対象とする区域は、不特定多数の者が往来する道路、駅前広場等公共の場所とし、特定の個人、土地又は建物等を監視することがないように配慮すること。
 - (2) 市民等が、前号に規定する公共の場所に街頭防犯カメラが設置されていることを認識できるよう、当該公共の場所の見やすい位置に街頭防犯カメラを設置している旨及び管理責任者の連絡先を表示した街頭防犯カメラ設置標識を掲示すること。
 - (3) 映像については、これをみだりに閲覧できない措置を講じること。
 - (4) 街頭防犯カメラを新たに設置しようとする場合は、事前に市民等へ周知活動を行うこと。
- (映像等の保管等)

第6条 管理責任者は、映像及び映像を収録した記録媒体（以下「映像記録」と総称する。）について、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 映像は、加工し、又は複写することなく撮影時の状態のまま保管すること。
- (2) 映像を収録した記録媒体は、施錠等により厳重に保護され、かつ、安全に管理できる場所に保管すること。
- (3) 管理責任者及び市長又は管理責任者が指名した者以外の者による映像の閲覧及び映像を収録した記録媒体の持出しを禁止すること。
- (4) 映像記録の保管期間は、撮影日の翌日から起算して14日以内とすること。ただし、犯罪発生の抑止等のため特に必要があるときは、その期間を延長することができる。
- (5) 前号に規定する保管期間を経過した後は、速やかに映像を消去し、映像を収録した記録

媒体を破砕する等必要な処理を行うこと。

(6) 街頭防犯カメラにより現に撮影されているものを人の知覚で認識するためのモニター等の設備は設置しないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、映像記録の不正利用、漏えい及び改ざんを防止すること。

(映像等の利用及び外部への提供)

第7条 市長は、法令の規定に基づく場合を除き、映像記録の街頭防犯カメラの設置目的以外の利用又は外部への提供（以下「目的外利用等」という。）を行ってはならない。

2 市長は、法令の規定に基づき映像記録の目的外利用等を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、保管しなければならない。

(1) 目的外利用等を行った年月日及びその時間

(2) 提供先の名称、所在地及び代表者又は責任者の氏名（外部への提供の場合に限る。）

(3) 目的外利用等の目的及びその理由

(4) 目的外利用等を行った映像記録の内容

3 市長は、法令の規定に基づき映像記録を外部へ提供するときは、必要最小限の範囲にとどめるとともに、提供する相手方に対し、次に掲げる事項を順守させなければならない。

(1) 映像記録を適正に管理すること。

(2) 目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないこと。

(3) 目的を達成したとき、又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに映像の消去、記録媒体の返却又は破砕等必要な処理を行うこと。

(苦情の処理)

第8条 市長は、市民等から街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。